

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第八号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第八号の裏面及び様式第十一号の裏面中「及び3」を「から7#」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県教育財産管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる教育財産の使用の申請について適用し、同日前に行われた教育財産の使用の申請については、なお従前の例による。